

五箇荘小学校いじめ防止対策基本方針

1 いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識を持ち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限り支援を行い、守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

2 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳、特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等について学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめが誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感を持ち、いじめ問題への対応について定期的に点検して改善を図る。(アンケート・学年会等)
- (6) 子ども理解、発達課題等の障害などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスにならないよう、一人ひとりを大切にした授業づくり等日々の授業工夫改善を図る。

3 早期発見に向けて

いじめは大人の目の届きにくいところで多く発生しており、学校は全力で実態把握に努める。

- (1) 子どものいじめに目を向ける。(チェックリストを使う)
- (2) 子どもの声に耳を傾ける。(作文・日記等)
- (3) 子どもの行動をしっかりとみる。(休み時間のようすチェックリストなど)
- (4) 保護者と情報を共有する。(連絡帳・電話・家庭訪問等)
- (5) 地域と日常的に連携する。(関係機関との連携)

学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うようにする。
--

4 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に解決を図る。そのときは関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 担任等が抱え込まないように、学校全体で組織的に取り組む。
- (3) 校長はいじめに関係した子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめた子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪を促す。

(5) いじめが解消した後も子どもの様子をしっかりみておく。

(※ 解消とは、いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続していること)

5 いじめアンケート調査の実施

毎学期実施する。重大事態が生じたときはさらにアンケートを実施することがある。

6 「いじめ不登校対策委員会」の組織の活用

従来より校内に設置されている「いじめ不登校（児童虐待等）対策委員会」を機能させる。

構成員は校長・教頭・指導教諭・いじめ不登校担当・生徒指導主任・養護教諭・当該学年教員全員とする。事案によってはスクールカウンセラー等も構成員とする場合がある。

- (1) いじめが生じたときは速やかに「いじめ不登校対策委員会」に報告する。窓口は教頭・いじめ不登校担当とする。常に委員会として情報を共有する。
- (2) 報告があったとき速やかに委員会を開き、事実確認等の今後の対応策を練り実行する。
- (3) いじめ問題等に関する指導記録を保存し、子どもたちの進級・進学・転学にあたっては適切に引き継いだり情報を提供できるような体制をとる。
- (4) 必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者等外部専門家が参加しながら対応する。
- (5) 研修等を企画立案し実施する。

7 ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、関係機関と連携を図り、ネット上のトラブルの未然防止に努める。

ネット上の不適切な書き込みが生じたときは、被害の拡大を避けるために速やかに削除の措置をとる。

8 いじめ防止対策における留意事項

- (1) 遊びや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めるとともに、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断すること。
- (2) いじめを知らせてきた子どもの安全を確保すること。
- (3) いじめを見ていた子どもにも自分の問題として捉えさせる。たとえ止められなくても誰かに伝える勇気をもつように指導する。
- (4) いじめをはやしたてるなど同調した子どもには、それはいじめであることを指導する。

9 重大事態への対処について

- (1) あってはならないが、もし重大事態を認知したならば、速やかに堺市教育委員会に報告し、学校、もしくは教育委員会が設置した調査機関のもとに事実確認等、徹底した調査に努め、その調査結果についても教育委員会に迅速に報告する。
- (2) 重大事態に対する対応については教育委員会の助言を仰ぎながら積極的に対応する。
 - ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、①の「生命、心身又は財産に重大な被害」は、いじめの被害を受けた児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合など

「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは、「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

なお、重大事態への対処に当たっては、いじめの被害を受けた児童生徒や保護者からの申立てがあった時は、情報を収集し調査するなど適切かつ真摯に対応する。

いじめ防止に関する年間計画

月	学校行事等	いじめ防止に関する取組	教科等 関連	担当者等（外部も含む）
4	始業式 学習参観 家庭訪問 内科検診	なかよし活動	特別活動	校長・教頭・指導教諭・教務・生徒指導主任・養護教諭・関係者・児童会・生徒指導主任
5	体験学習 修学旅行	なかよし活動	特別活動	児童会・生徒指導主任
6	新体力テスト 学校水泳 5年宿泊学習	なかよし活動	特別活動	児童会・生徒指導主任
7	個人懇談会 夏季休業 夏期職員研修 (人権・いじめ等)	なかよし活動 いじめアンケート実施① 教員対象研修会 五箇荘中学校区教員研修会	特別活動	児童会・生徒指導主任 研修主任・指導主事 教頭
8	夏期休業			
9	始業式 学習参観	なかよし活動 キャップハンディ体験	特別活動	児童会・生徒指導主任 担当学年 担当学年
10	連合運動会 体験学習 土曜参観 体育大会	なかよし活動 人権啓発授業	特別活動	児童会・生徒指導主任 地域・保護者・PTA
11	連合音楽会 にんげん学習交流会	いじめアンケート実施②	特別活動 道徳	人権教育主担・児童会 学級担任・人権教育主担
12	個人懇談 終了式	なかよし活動	特別活動	児童会・生徒指導主任
1	始業式	なかよし活動	特別活動	児童会・生徒指導主任
2	学習参観 入学説明会 卒業遠足 6年卒業コンサート	なかよし活動 いじめアンケート実施③ 体力向上の取り組み 学校評価 研修全体会(人権教育)	特別活動 体育	児童会・生徒指導主任 児童会 人権教育主担 生徒指導主任
3	卒業式 修了式	中学校との引き継ぎ		校長・教頭・指導教諭・教務・生徒指導主任・養護教諭・関係者